平成２７年（フ）第２０２号
山形県西村山郡河北町谷地荒町東１丁目４番地１　県営谷地アパート131号、前住所山形県西村山郡河北町谷地字月山堂609番地２サンコーポラス河北第２棟　302号
債務者　五十嵐広子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７７号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1100番地フィールドＬＦ102
債務者　加藤　洋平
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１０８号
島根県出雲市大津町325番地　神谷アパート
債務者　井戸　邦雄
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１１０号
島根県出雲市平田町264番地７
債務者　高橋ケイコ
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１１３号
島根県大田市仁摩町仁万500番地７
債務者　美容カイロサロンノアこと新谷茜こと河行　茜
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１１４号
島根県出雲市大社町杵築東692番地３
債務者　友木　リサ
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３号
熊本県宇土市神馬町28番地３　レオパレスメゾン神馬Ⅰ202
債務者　園村　裕司
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
熊本県宇土市神馬町28番地３　レオパレスメゾン神馬Ⅰ202
債務者　園村明日香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
群馬県高崎市下室田町1138番地
債務者　清水　淳子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２０４号
群馬県高崎市井野町259番地３
債務者　真塩　専樹
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６号
群馬県高崎市綿貫町295番地
債務者　木口　夏代（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３５５号
埼玉県新座市東１丁目８番36号　イーストハイツ202号室
債務者　内田ふでの
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８１号
埼玉県戸田市美女木７丁目25番地の10　グリーンパティオ301号室、旧住所埼玉県戸田市笹目５丁目34番地の４　サニーコート305号室
債務者　加藤　廣直
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９４号
さいたま市浦和区針ヶ谷３丁目14番６－201号
債務者　星野　桂子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９５号
さいたま市浦和区針ヶ谷３丁目14番６－201号
債務者　星野　由佳
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３５号
埼玉県上尾市東町１丁目12番36号　ＡＢＬＥ上尾201
債務者　長　雅洋
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２７号
埼玉県川口市柳崎２丁目21番２号
債務者　萩原　節子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係